

教育職員免許状の申請書類一覧 【免許状授与関係】

検索方法: 県庁HP「キーワードで探す」欄に『授与申請』と入力

提出書類一覧

証明日(発行日)から3カ月以内のもの

免許状の種類		申請方法		(一)岐阜県収入証紙料	申請書	履歴書	県内外の教育職員の宣誓書	学力に関する証明書【原本】	卒業(修了)証明書【原本】	介護等体験証明書【原本】	免許状授与証明書【原本】又は	免許状の原本	人物に関する証明書【原本】	実務に関する証明書【原本】	身体に関する証明書【原本】	戸籍抄本等【コピー不可】	返信用封筒	備考	
令和4年6月30日以前に、教員免許更新制に係る有効期間満了(修了確認期限超過)により失効した免許状の再授与申請は、その免許状が岐阜県教育委員会で授与した免許状であれば、申請書類の一部が省略できる場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。 【問い合わせ先:義務教育課 免許係 TEL:058-272-8742】																			
単位修得による授与又は領域追加 (大学での単位修得・保健師等の資格による)																			
幼・小 中・高	2種	①	【授与】(別表第1) 大学などの養成による新規取得	3,300	○	○	○	○	○	△※1	△※2	－	－	△※3	－	△※4※5	○※15	※1 小・中の場合、介護等体験証明書が必要。ただし先に別表第1で取得した小又は中の免許状がある場合は、その写しを添付すれば、介護等体験証明書は不要。	
	1種																		
	専修																		
特支	2種	②	【授与】(別表第1) 大学などの養成による新規取得	3,300	○	○	○	○	○	－	○※2	－	－	△※3	－	△※4※5	○※15	※2 専修免許申請者で上進の場合は、1種免許分の単位を証する書類(免許状の写し等) ※3 教育実習を実務により他単位に振り替える場合に必要。	
	1種																		
	専修																		
	2種	③	【単位修得による領域追加】新教育領域の追加 ※5 岐阜県が授与した免許状のみ	3,300	○	○	○	○	－	－	○	○	－	－	△※4※5	○※15	※4 添付書類と氏名又は本籍地が異なる場合、異動についての公的証明(戸籍抄本)を添付。 (本籍・氏名の異動が2回以上ある場合は異動状況が分かる「除籍謄本」が必要。戸籍の改製で従前戸籍が確認できない場合は「改製原戸籍」が必要。) 発行から3カ月以内のもの		
	1種																		
	専修																		
養教	2種	④	【授与】(別表第2) 大学などの養成による新規取得	3,300	○	○	○	○	○	－	△※2	－	－	△※3	－	△※4※5	○※15	※5 免許状に「旧姓」「通称名」の記載を希望される場合、「旧姓」「通称名」を証明する書類(戸籍抄本等)が必要。発行から3カ月以内のもの ※6 岐阜県発行の免許状のみ領域追加可能。免許状の原本がない場合は、ご連絡ください。	
	1種																		
	専修																		
	2種	⑤	【授与】(別表第2口) 保健師免許保有による新規取得	3,300	○	○	○	○	○※7	－	○※8	－	－	－	－	△※4※5	○※15	※7 最終学校【大学、短期大学又は高等学校(専修学校は除く。)]	
1種	⑥	【授与】(別表第2) 保健師免許又は看護師保有による新規取得	3,300	○	○	○	○	○	－	○※9	－	－	△※3	－	△※4※5	○※15	※8 保健師免許証の写し ※9 保健師免許証又は看護師免許証の写し		
栄養	2種	⑦	【授与】(別表第2の2) 大学などの養成による新規取得	3,300	○	○	○	○	○	－	○※10	－	－	－	－	△※4※5	○※15	※10 栄養士又は管理栄養士免許証の写し ※11 教員資格認定試験合格証明書	
	1種																		
	専修																		
幼・小・高	幼小:2種 高:1種	⑧	【授与】(法第16条ほか) 教員資格認定試験による新規取得	3,300	○	○	○	－	○※11	－	－	－	－	－	－	△※4※5	○※15	※15 角2型の封筒に宛名を明記してください。貼付する切手の料金は下記をご覧ください。	
検定による授与・領域追加【勤務経験を活用】																			
幼・小 中・高	1種	A	【検定】(別表第3) 各学校での経験年数を活用し上進	5,000	○	○	○	○	△※14	－	○	－	○	○	○	△※4※5	○※15	※3 栄養教育実習を特別非常勤講師としての実務により他の単位に振り替える場合に必要。単位の振替を行う場合には、栄養教育実習を特別非常勤講師としての実務により他単位に振り替えるための実務に関する証明書と、実務の検定のため(学校栄養職員として3年)の実務に関する証明書との2通が必要。	
	専修																		
中・高		他教科	B	【検定】(別表第4) 検定により他教科免許状取得	5,000	○	○	○	○	－	－	○	－	○	－	○	△※4※5	○※15	※4 添付書類と氏名又は本籍地が異なる場合、異動についての公的証明(戸籍抄本)を添付。 (本籍・氏名の異動が2回以上ある場合は異動状況が分かる「除籍謄本」が必要。戸籍の改製で従前戸籍が確認できない場合は「改製原戸籍」が必要。)
幼・小 中・高		他校種	C	【検定】(別表第8) 各学校での経験年数を活用し、他校種免許状を取得	5,000	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	△※4※5	○※15	
特支	2種	D	【検定】(別表第7) 各学校での経験年数を活用し新規取得	5,000	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	△※4※5	○※15	※5 免許状に「旧姓」「通称名」の記載を希望される場合、「旧姓」「通称名」を証明する書類(戸籍抄本等)が必要。	
	1種																		
	専修	E	【検定】(別表第7) 各学校での経験年数を活用し上進	5,000	○	○	○	○	－	－	○	－	○	○	○	△※4※5	○※15	※6 岐阜県発行の免許状のみ領域追加可能。免許状の原本がない場合、一度ご連絡ください。 ※10 栄養士又は管理栄養士免許証の写し	
	2種																		
	1種																		
養教 栄養	1種	G	【検定】(別表第6、6の2) 各学校での経験年数を活用	5,000	○	○	○	○	△※14	－	○	－	○	○	○	△※4※5	○※15	※12 学校栄養職員は免許法上の教育職員ではないため、宣誓書は必須。 ※13 教員免許保有者は、教員免許状の写しも添付必要。	
	専修																		
栄養	2種 1種	H	【検定】(法附則第17項) 学校栄養職員の経験を活用	5,000	○	○	○※12	○	－	－	△※10※13	－	○	○	△※3	○	△※4※5	○※15	※15 角2型の封筒に宛名を明記してください。貼付する切手の料金は下記をご覧ください。

※ ○は、必須、△は該当者のみ
※ 本表では、免許状の種類を次のように略しています。 幼稚園教諭→幼、小学校教諭→小、中学校教諭→中、高等学校教諭→高、特別支援学校教諭→特支、養護教諭→養教、栄養教諭→栄養
※ 本表にない根拠規定により申請される場合は事前にご相談ください。
※ 返信用封筒に貼付する切手の料金：免許状が1～4枚の場合は530円切手、5枚以上の場合は620円切手を貼付